◎買い手の登録について

　買い手の登録には下記４点が必要になります。申請書に**押印**して全てを同封のうえ当協会へ郵送してください。

|  |
| --- |
| 「**民間流通麦の入札業務細則**」  　(買い手の登録申請）  　第３条 規程第５条第１項の登録を受けようとする者は、次に掲げる書類を  **7月１日まで**に、改良協会に提出し登録を受けなければならない。  　　（1)　別記様式第２号の申請書**（様式は２ページ目に添付）**  　　（2)　申請者が団体の場合にあっては、その傘下の企業及び組合員等をすべて記載した書面**（会員名簿）**  　　（3)　定款又は寄附行為  　　（4)　履歴事項全部証明書 |

◎「別記様式第２号」について

代表者氏名　…役職等も記載する

麦種　…入札を希望する麦種すべてを記載する

　　　　小麦、小粒(六条)大麦、大粒(二条)大麦、はだか麦

用途　…製粉用、主食用、醤油用、味噌用、麦茶用　等

ご不明な点がありましたらご連絡ください。

一般社団法人　全国米麦改良協会

メール kyoukai@zenkokubeibaku.or.jp

電話 03-3262-1325

FAX 03-3262-2667

別記様式第２号（第３条関係）

登　録　申　請　書

令和　　年　　月　　日

一般社団法人　全国米麦改良協会

会　　　長　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　印

民間流通麦の入札業務規程第５条第１項の規定（買い手の登録）により、民間流通麦を買い受けることについて、貴協会の登録を受けたいので申請します。

記

　　　　１　麦　種

　　　　２　用　途